



組合員の皆様へ

# 生き生きだより



多くの学校や職場で、新しい環境を迎えた方たちも、少し落ち着いてきた頃ではないでしょうか？  
その反面、落ち着いて欲しいのにまだまだ猛威を振るっているのが「新型コロナウイルス感染症」です。「7クチン3回目は済ませましたか？」  
今号は、ルールが変わっている**濃厚接触者の「待機期間」**についてです。

◎濃厚接触者の「待機期間」が変更されています。

以前

同居家族の濃厚接触者については、感染者の解除日から7日間の待機となる。なので感染者本人が10日間だとすると、濃厚接触者は、17日間の待機期間が必要でした。



見直し後

同居家族の濃厚接触者についても、感染者の発症日から7日目までに発症しない場合には、待機期間を終了。

※更に、4日目と5日目に抗原定性検査キットによる検査(自費)にて、陰性を確認した場合は、5日目から解除が可能となります。

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
← 原則は7日間待機				→			
感染者との接触日				検査で陰性	検査で陰性		待機解除
				↓ 待機解除も可能			

※上記と異なり、医療従事者、介護従事者、障害者支援施設等の従事者、保育所等の職員が濃厚接触者となった場合も、接触日を0日目と数えると、毎日の検査により陰性の場合、2日目で解除できる場合も。(詳細は県のホームページをご確認ください)

◀ 組合員の皆さまへのお知らせ ▶



「指定感染症2類相当」である『新型コロナウイルス感染症』感染により、自宅やホテルにて療養した場合であっても、みなし入院として、**「病氣入院共済金」の対象**としています。

氏名・住所・電話番号・引落口座の変更がありましたら、組合事務局までご連絡ください。

◇受付時間：平日午前9時～午後17時まで



## 長崎医療共済生活協同組合

フリーダイヤル

0120-927-966

<https://nagasaki-iryokyosai.jp>